

現行基本計画記載内容

変更記載内容（案）

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

(第1章：海岸の保全に関する基本的な事項)

変更

平成27年12月一部変更

(平成15年3月)

愛知県・三重県

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画

(第1章：海岸の保全に関する基本的な事項)

変更

原案

三重県の修正案を反映（赤字）

愛知県の修正案を反映（青字）

令和7年〇月一部変更

(平成15年3月)

愛知県・三重県

目次

目次

はじめに

はじめに

注) 本資料内のページ番号

注) 本資料内のページ番号

海岸保全基本計画の策定にあたって

海岸保全基本計画の策定にあたって

I. 計画の背景	5
I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨	5
I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント	6
I-3 平成 26 年海岸法改正のポイント	6
I-4 海岸保全の計画制度	8
II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成～	9
II-1 海岸保全基本方針の概要	9
II-2 海岸保全基本計画の作成	10
III. 基本計画の変更にあたって	14

I. 計画の背景	5
I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨	5
I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント	6
I-3 平成 26 年海岸法改正のポイント	6
I-4 令和 2 年海岸保全基本方針変更のポイント	7
I-5 海岸保全の計画制度	8
II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成～	9
II-1 海岸保全基本方針の概要	9
II-2 海岸保全基本計画の作成	10
III. 基本計画の変更にあたって	14

第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項

第 1 章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要	17
1-1 海岸の概要	17
1-2 海岸整備の経緯	18
1-3 三河湾・伊勢湾の地勢	19
1-4 沿岸の気象	19
1-5 沿岸市町村の人口分布	20
1-6 沿岸域の歴史	20
1-7 沿岸域の地質	22
2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題	23
2-1 防護面から見た現況と課題	23
2-2 環境面から見た現況と課題	41
2-3 利用面から見た現況と課題	59
2-4 沿岸域に対する住民の意識	73
2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード	85
3. 海岸の保全の方向に関する事項	87
3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方	87
3-2 海岸の防護に関する事項	89
3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	93
3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	95
3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて	97
3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性	99

1. 三河湾・伊勢湾沿岸の概要	17
1-1 海岸の概要	17
1-2 海岸整備の経緯	18
1-3 三河湾・伊勢湾の地勢	19
1-4 沿岸の気象	19
1-5 沿岸市町村の人口分布	20
1-6 沿岸域の歴史	20
1-7 沿岸域の地質	22
2. 三河湾・伊勢湾沿岸の現況と課題	23
2-1 防護面から見た現況と課題	23
2-2 環境面から見た現況と課題	41
2-3 利用面から見た現況と課題	59
2-4 沿岸域に対する住民の意識	73
2-5 三河湾・伊勢湾を考えるキーワード	85
3. 海岸の保全の方向に関する事項	87
3-1 三河湾・伊勢湾沿岸の長期的なあり方	87
3-2 海岸の防護に関する事項	89
3-3 海岸環境の整備及び保全に関する事項	93
3-4 海岸における公衆の適正な利用に関する事項	95
3-5 沿岸保全の施策の実施に向けて	97
3-6 地域特性に応じた海岸保全の方向性	99

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

【愛知県】

1. 海岸保全施設の整備の考え方 -----1
 1-1 防護面について -----1
 1-2 環境面について -----5
 1-3 利用面について -----6
 2. 地域の特性に応じた整備方針 -----7
 2-1 エリアの設定 -----7
 2-2 整備方針 -----8
 3. 施設整備計画（中期） -----9
 3-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 -----9
 3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置 -----10
 3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 -----10
 3-4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 -----10
 4. 今後の取組方針 -----81

【三重県】

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向 -----1
 1-1 海岸整備の基本方向 -----1
 2. 海岸保全施設を整備しようとする区域 -----1
 2-1 海岸保全施設を新設又は改良に関する基本的な事項 -----2
 2-2 海岸保全施設を維持又は修繕に関する基本的な事項 -----2
 3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要 -----3

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

【愛知県】

1. 海岸保全施設の整備の考え方 -----1
 1-1 防護面について -----1
 1-2 環境面について -----5
 1-3 利用面について -----6
 2. 地域の特性に応じた整備方針 -----7
 2-1 エリアの設定 -----7
 2-2 整備方針 -----8
 3. 施設整備計画 -----9
 3-1 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域 -----9
 3-2 海岸保全施設の種類・規模及び配置 -----10
 3-3 海岸保全施設による受益の地域及びその状況 -----10
 3-4 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項 -----10
 4. 今後の取組方針 -----81

【三重県】

1. 海岸管理者が行う海岸整備の基本方向 -----1
 1-1 海岸整備の基本方向 -----1
 2. 海岸保全施設を整備しようとする区域 -----1
 2-1 海岸保全施設を新設又は改良に関する基本的な事項 -----2
 2-2 海岸保全施設を維持又は修繕に関する基本的な事項 -----2
 3. 海岸保全施設の受益の地域及びその状況と整備概要 -----3

現行基本計画記載内容	変更記載内容（案）
<p>はじめに</p> <p>三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬から三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約 700km の区域である。</p> <p>当沿岸は、三河湾や伊勢湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そしてわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。</p> <p>海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。</p> <p>このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害等を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、愛知県・三重県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。</p> <p>しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後 50 年以上経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。</p> <p>一方、平成 11 年に改正された「海岸法」では、これまでの“災害からの海岸の防護”に加えて“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の3つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。</p> <p>このような背景の下、愛知県・三重県では、三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。</p> <p>そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。</p> <p>また、平成 26 年 6 月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。</p> <p>これらを踏まえ、平成 27 年 12 月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。</p>	<p>はじめに</p> <p>三河湾・伊勢湾沿岸は、愛知県田原市伊良湖町伊良湖岬から三重県伊勢市二見町神前岬に至る海岸延長約 699km の区域である。</p> <p>当沿岸は、三河湾や伊勢湾で構成された内湾として特色のある海岸地形と海岸景観を有し、古くから育まれた歴史的風土と内湾特有の水辺とかかわる文化、そしてわが国有数の水量を誇る大河が注ぎこむ伊勢湾の豊かな漁業資源が人々の誇りとなっている。</p> <p>海岸は陸域と海域の結節点として、多様な生態系が育まれる場所であり、穏やかな内湾を背景に内湾特有の動植物の宝庫となっている。このため、名古屋圏の大都市と四日市などの一大工業地帯を背景に持っているにもかかわらず、国立公園・国定公園・県立自然公園の指定を多く受けており、優れた自然環境が残されている。さらには穏やかな内湾の水域環境を利用した海水浴、釣り、ボードセーリングなどの海洋性レクリエーションが盛んであり、中部地区の拠点としての位置付けもなされている。</p> <p>このような穏やかな自然環境や多様な海岸利用が見られる一方で、当沿岸はこれまでに伊勢湾台風をはじめとする甚大な高潮災害等を受けてきた。こうした歴史的な背景から、災害時の安全性を求める気持ちは非常に強く、愛知県・三重県では海岸災害の脅威から県民の生命・財産並びに県土を保全するため、海岸保全施設の整備と適正な管理を着実に進めてきたところである。</p> <p>しかし、沿岸域に設置されている海岸保全施設の中には築後 60 年以上経過するものもあり、老朽化や洗掘等による機能低下が懸念されていることや、近年発生が予測されている南海トラフを震源とする地震による災害を脅威としていることから、今後はこれらへの対策を進めていくことが必要となっている。</p> <p>一方、平成 11 年に改正された「海岸法」では、これまでの“災害からの海岸の防護”に加えて“海岸環境の整備と保全”および“公衆の海岸の適正な利用”が目的に追加され、「防護」「環境」「利用」の3つが調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するとともに、地域の特性を生かした海岸づくりを目指すこととなった。このため都道府県知事は、国が定めた「海岸保全基本方針」に基づき学識経験者、関係市町村長、海岸管理者の意見を聴くとともに、地域の意見を反映した「海岸保全基本計画」を策定することとなった。</p> <p>このような背景の下、愛知県・三重県では、三河湾・伊勢湾沿岸を広域的な視点でとらえ、海岸防護のための海岸保全施設の整備はもとより、海岸環境の保全や海岸利用に配慮した総合的な海岸保全を目的とした「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画」を策定し、各海岸の特性に応じた積極的な計画の遂行と適切な管理や利用を図ってきた。</p> <p>そのような中で、平成 23 年 3 月の東日本大震災による甚大な津波被害を契機として、地震・津波防災における新たな知見や、防護と減災という 2 つの外力レベルの考え方が国から提示された。</p> <p>また、平成 26 年 6 月の海岸法の改正では、津波・高潮等に対する防災・減災対策を推進するとともに、海岸管理をより適切なものとするため、減災機能を有する海岸保全施設の整備の推進、海岸保全施設の適切な維持管理の推進等の所要の措置を講じることとされた。これらを踏まえ、平成 27 年 12 月に、海岸保全基本計画の変更が行われた。</p> <p>さらに、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）を踏まえ、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和 2 年 11 月に海岸保全基本方針が変更された。また、令和 3 年 7 月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が一部改正されるとともに、令和 3 年 8 月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出された。愛知県・三重県では国の方針に基づき、気候変動の影響による平均海面水位の上昇や台風の強大化等を踏まえ、海岸保全施設等の計画外力の設定に必要な技術基準などを見直し、ハード対策やソフト対策を組み合わせ、気候変動適応策を具体化する検討を進めている。</p> <p>これらを踏まえ、令和 7 年〇月に、海岸保全基本計画の変更を行うこととした。</p>

海岸保全基本計画の策定にあたって

海岸保全基本計画の策定にあたって

I. 計画の背景

I. 計画の背景

I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨

I-1 平成 11 年海岸法改正の趣旨

我が国の海岸制度は、昭和 31 年海岸法の制定により、海岸四省庁（農林水産省、水産庁、運輸省建設省）による海岸管理が開始され、現在にいたっている。このことにより、毎年のように来襲する台風や大地震による高潮や津波等から、海岸の背後地の多くの人命や資産を防護するという役割を担ってきた。

その後、広域的に顕在化する海岸侵食への対応や、社会的なニーズに応じた海岸環境に配慮した海岸整備、利用しやすい海岸整備が進められてきた。

しかし、環境意識や心の豊かさへの要求が高まってきている一方で、最近頻発している油流出への適切な対応や、車の乗入れ等による動植物の生息する自然空間の破壊など、種々の問題が生じてきた。また、地域住民の意見を反映した海岸の計画制度や、国と地方の役割分担の明確化など、海岸の整備・管理のより一層の充実が必要となってきた。

こうした状況を踏まえて、海岸四省庁共同で設置した海岸管理検討委員会より、平成 10 年 12 月「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」が提言された。

海岸四省庁では、この提言に基づき、海岸法の改正の検討を行い、平成 11 年第 145 回国会に「海岸法の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において同法案は全会一致で可決成立した。

我が国の海岸制度は、昭和 31 年海岸法の制定により、海岸四省庁（農林水産省、水産庁、運輸省、建設省）による海岸管理が開始され、現在にいたっている。このことにより、毎年のように来襲する台風や大地震による高潮や津波等から、海岸の背後地の多くの人命や資産を防護するという役割を担ってきた。

その後、広域的に顕在化する海岸侵食への対応や、社会的なニーズに応じた海岸環境に配慮した海岸整備、利用しやすい海岸整備が進められてきた。

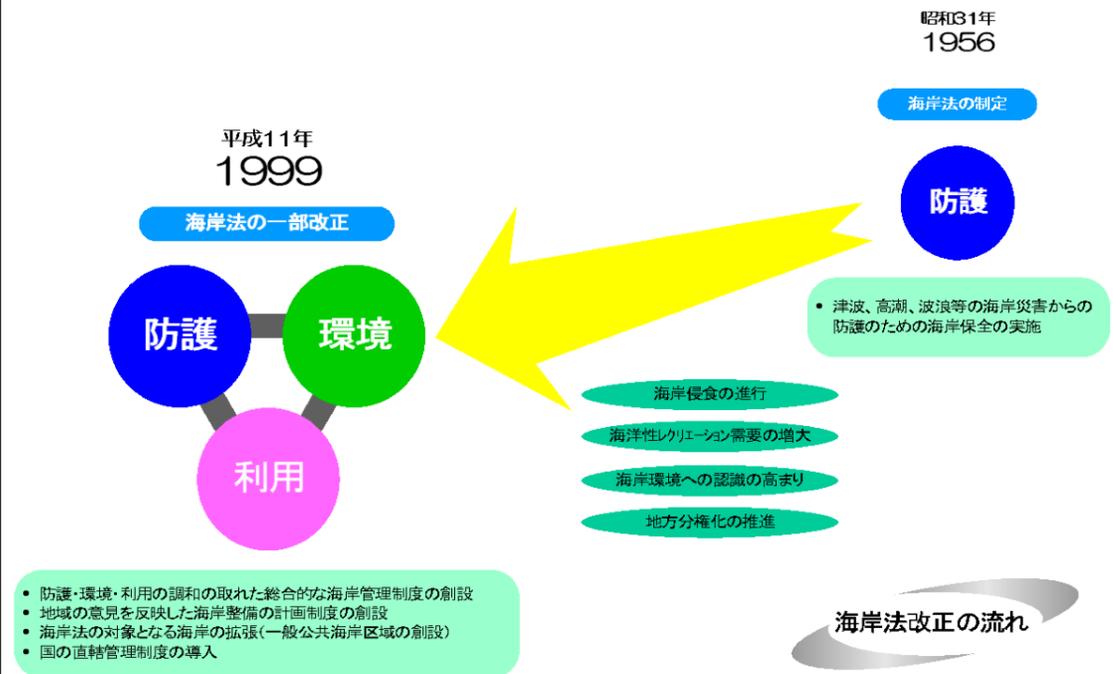
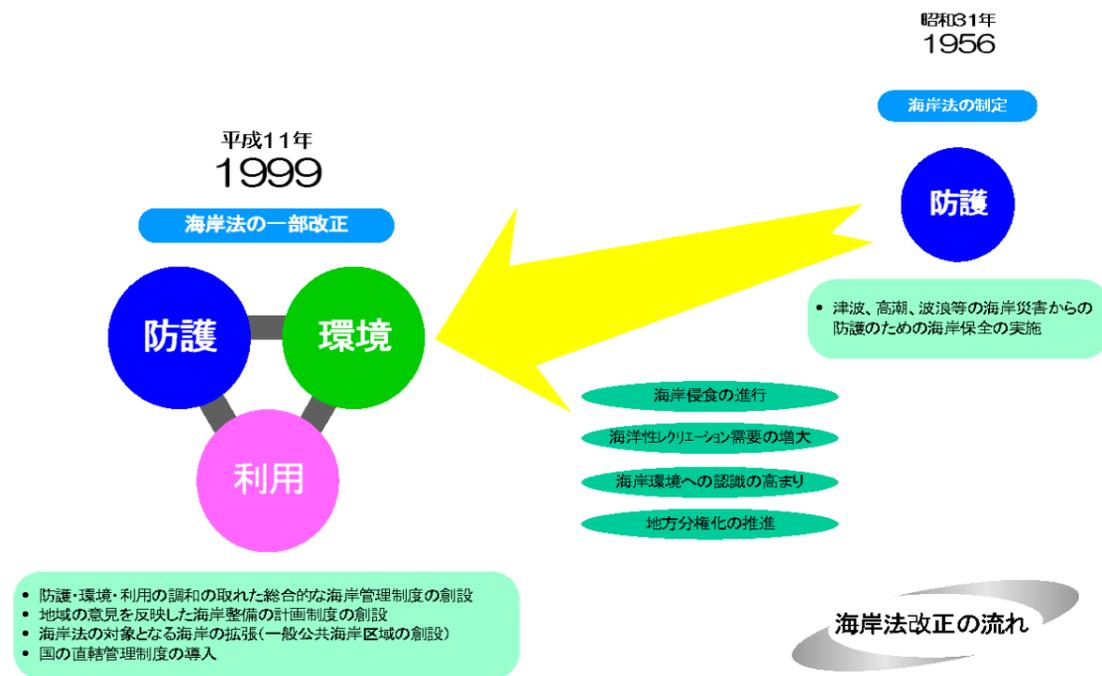
しかし、環境意識や心の豊かさへの要求が高まってきている一方で、最近頻発している油流出への適切な対応や、車の乗入れ等による動植物の生息する自然空間の破壊など、種々の問題が生じてきた。また、地域住民の意見を反映した海岸の計画制度や、国と地方の役割分担の明確化など、海岸の整備・管理のより一層の充実が必要となってきた。

こうした状況を踏まえて、海岸四省庁共同で設置した海岸管理検討委員会より、平成 10 年 12 月「美しく、安全で、いきいきした海岸を目指して」が提言された。

海岸四省庁では、この提言に基づき、海岸法の改正の検討を行い、平成 11 年第 145 回国会に「海岸法の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において同法案は全会一致で可決成立した。

出典：「新しい海岸制度のスタート」
 （監修：建設省河川局 農林水産省構造改善局
 農林水産省水産庁 運輸省港湾局）

資料：「新しい海岸制度のスタート」
 （監修：建設省河川局 農林水産省構造改善局
 農林水産省水産庁 運輸省港湾局）



I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント

1. **法目的の改正**
総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用の確保」を加える。
2. **一般公共海岸区域の創設**
自然公物として公衆の自由使用に供される海岸を「公共海岸」とし、公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（従来法定外公共物）を「一般公共海岸区域」として、それぞれ法律上位置付ける。後者は、施設整備を伴わない、土地の占用、土石の採取等の許可等の海岸法に基づく管理を行う区域とする。
3. **海岸管理のための計画制度の見直し**
海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、主務大臣による海岸保全基本方針と都道府県知事による海岸保全基本計画を策定することとし、後者について、学識経験者、市町村長、地域住民等の意見聴取手続等を規定する。
4. **海岸管理における市町村参画の拡大**
日常的な海岸管理への市町村の参画を促進するため、市町村長が、都道府県知事等と協議して、海岸保全区域および一般公共海岸区域における一部の管理を行うことを可能とする制度を導入する。
5. **海岸の保全上支障のある一定の行為の禁止**
海岸保全施設その他の施設又は工作物の損傷および破損、油等による海岸の汚損、自動車等の乗入れ、船舶等の放置等を禁止する。
6. **主務大臣による直轄管理制度の導入**
国土保全上極めて重要であり、かつ地理的条件および社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸（政令で沖の鳥島を指定）について、主務大臣が全額国庫負担で海岸管理者としてその管理を行うこととする。

I-3 平成 26 年海岸法の改正のポイント

1. **海岸管理における防災・減災対策の推進**
堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づけることとした。
2. **水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立**
海岸保全施設のうち、水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を海岸管理者に義務づけることとした。
3. **海岸保全施設の適切な維持管理**
海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕に関する技術的基準を主務省令で定めることとした。
4. **地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実**
海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適正かつ確実にを行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定することができることとした。

I-2 平成 11 年海岸法改正のポイント

1. **法目的の改正**
総合的な視点に立った海岸の管理を行うため、旧海岸法の目的である「海岸の防護」に、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用の確保」を加える。
2. **一般公共海岸区域の創設**
自然公物として公衆の自由使用に供される海岸を「公共海岸」とし、公共海岸のうち海岸保全区域以外の区域（従来法定外公共物）を「一般公共海岸区域」として、それぞれ法律上位置付ける。後者は、施設整備を伴わない、土地の占用、土石の採取等の許可等の海岸法に基づく管理を行う区域とする。
3. **海岸管理のための計画制度の見直し**
海岸の保全に関する基本的方向性を明らかにするとともに、地域の意向等を反映するため、主務大臣による海岸保全基本方針と都道府県知事による海岸保全基本計画を策定することとし、後者について、学識経験者、市町村長、地域住民等の意見聴取手続等を規定する。
4. **海岸管理における市町村参画の拡大**
日常的な海岸管理への市町村の参画を促進するため、市町村長が、都道府県知事等と協議して、海岸保全区域および一般公共海岸区域における一部の管理を行うことを可能とする制度を導入する。
5. **海岸の保全上支障のある一定の行為の禁止**
海岸保全施設その他の施設又は工作物の損傷および破損、油等による海岸の汚損、自動車等の乗入れ、船舶等の放置等を禁止する。
6. **主務大臣による直轄管理制度の導入**
国土保全上極めて重要であり、かつ地理的条件および社会的状況により都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適当な海岸（政令で沖の鳥島を指定）について、主務大臣が全額国庫負担で海岸管理者としてその管理を行うこととする。

I-3 平成 26 年海岸法の改正のポイント

1. **海岸管理における防災・減災対策の推進**
堤防と一体的に設置される減災機能を有する樹林（「緑の防潮堤」）など粘り強い構造の海岸堤防等を海岸保全施設に位置づけることとした。
2. **水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立**
海岸保全施設のうち、水門・陸閘等について、災害発生時に現場操作員の安全を確保しつつ適切に操作するための操作方法、訓練等に関する操作規則等の策定を海岸管理者に義務づけることとした。
3. **海岸保全施設の適切な維持管理**
海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化し、予防保全の観点から維持・修繕に関する技術的基準を主務省令で定めることとした。
4. **地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実**
海岸管理者は、海岸保全施設又は公共海岸の維持等を適正かつ確実にを行うことができる法人・団体を海岸協力団体として指定することができることとした。

I-4 令和2年海岸保全基本方針変更のポイント

1. IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の概要

世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された政府間組織であり、令和6年時点で195の国・地域が参加している。気候変動に関連する科学的、技術的及び社会・経済的情報の評価を行い、得られた知見を政策決定者をはじめ広く一般に利用してもらう目的がある。

IPCC第5次評価報告書（平成25年）では気候システムの温暖化には疑う余地がなく、大気と海洋は温暖化し、雪氷の量は減少し、海面水位は上昇していることが報告された。更に、21世紀の間、世界全体で大気・海洋は昇温し続け、世界平均海面水位は上昇を続けることを予測した。

2. 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会の概要

令和元年10月に、これまでの海岸保全の取組を踏まえつつ、気候変動適応策を具体化すべく、気候変動に伴う平均海面の水位上昇や台風の強化等による沿岸地域への影響及び今後の海岸保全のあり方や海岸保全の前提となる外力の考え方、気候変動を踏まえた整備手法等について検討を行う「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会」が設置された。

その後、今後の海岸保全対策を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換する「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」が令和2年7月に提示された。

3. 令和2年気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言の概要

パリ協定の目標と整合するRCP2.6（2℃上昇相当）を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進することとした。

海岸保全の目標はRCP2.6を前提としつつ平均海面水位が2100年に1m程度上昇する悲観的予測RCP8.5（4℃上昇相当）も考慮し、これに適応できる海岸保全技術の開発を推進、取り組む体制を構築することとした。

気候変動を踏まえた海岸保全のあり方 提言【概要】

- 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換。
- パリ協定の目標と整合するRCP2.6(2℃上昇に相当)を前提に、影響予測を海岸保全の方針や計画に反映し、整備等を推進。
- 平均海面水位が2100年に1m程度上昇する悲観的予測(RCP8.5(4℃上昇に相当))も考慮し、これに適応できる海岸保全技術の開発を推進、社会全体で取り組む体制を構築。

I 海岸保全に影響する気候変動の現状と予測

IPCCのレポートでは「気候システムの温暖化には疑う余地はない」とされ、SROCCによれば、2100年までの平均海面水位の予測上昇範囲は、RCP2.6(2℃上昇に相当)で0.29-0.59m、RCP8.5(4℃上昇に相当)で0.61-1.10m。

気候変動による外力変化イメージ

項目	将来予測
平均海面水位	・上昇する
高潮時の潮位偏差	・極値は上がる
波浪	・波高の平均は下がるが ・波向きが変わる
海岸侵食	・砂浜の6割～8割が消失

II 海岸保全に影響する外力の将来変化予測

潮位偏差や波浪の長期変化量の定量化に向けて、気候変動の影響を考慮した大規模アンサンブル気候予測データベース(d4PDF)の台風データ及び爆弾低気圧データを対象にした現在気候と将来気候の比較を実施。

d4PDFが活用できることを確認。

	台風トラックデータ	爆弾低気圧トラックデータ
最低中心気圧	極端事象は将来気候の最低中心気圧が低下傾向	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度
高潮時の潮位偏差	極端事象は将来気候の方が相対的に上昇	再現期間100年以上を除いて現在気候と将来気候は同程度

＜今後の課題＞

- ・適切なバイアス補正方法を含めた将来気候の定量化
- ・日本各地の海岸の将来変化の定量化
- ・波浪の長期変化量の定量化

III 今後の海岸保全対策

気候変動の影響を踏まえれば、将来的に現行と同じ安全度を確保するためには、必要となる防護水準が上がる事が想定される。高潮と洪水氾濫の同時生起など新たな形態の大規模災害の発生も懸念される。悲観的シナリオでの海面上昇量では、沿岸地域のみならず、社会構造全体に深刻な影響をもたらす可能性がある。

⇒ 海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換

III-1 高潮対策・津波対策

平均海面水位は徐々に上昇し、その影響は継続して作用し、高潮にも津波にも影響。ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、今後整備・更新していく海岸保全施設(堤防、護岸、離岸堤等)については、整備・更新時点における最新の期望平均満潮時に、施設の耐用年数の間に将来的に予測される平均海面水位の上昇量を加味する。

潮位偏差や波浪は、平均海面水位の予測より不確実性が大きいもの、極値が上がる予測される。最新の研究成果やd4PDF等による分析を活用し、将来的に予測される潮位偏差や波浪を適切に推算し対策を検討する。

＜海岸保全における対策＞

- ・地域の実情や背後地の土地利用や環境にも配慮しつつ、将来の外力変化の予測に応じた堤防等のかさ上げや面的防護方式による整備の推進
- ・堤防の粘り強い構造や排水対策等の被害軽減策の促進
- ・将来的な外力変化とライフサイクルコストをともに考慮した最適な更新及び戦略的な維持管理
- ・海象や地形、海岸環境のモニタリングの強化及び海岸保全施設の健全度評価の強化

III-2 侵食対策

海浜地形の予測はさらに不確実性が大きいため、モニタリングを充実するとともに予測モデルの信頼度を高める。

沿岸漂砂による長期的な地形変化に対しては、全国的な気候変動の影響予測を実施する。

高波時に問題となる岸沖漂砂による急激な侵食については、機動的なモニタリングを充実する。

30～50年先を見据えた「予測を重視した順応的砂浜管理」を実施する。防護だけでなく環境・利用上の砂浜の機能も評価する。

総合土砂管理計画の作成及び河川管理者やダム管理者等とも協力した対策の実施など、流域との連携を強化する。

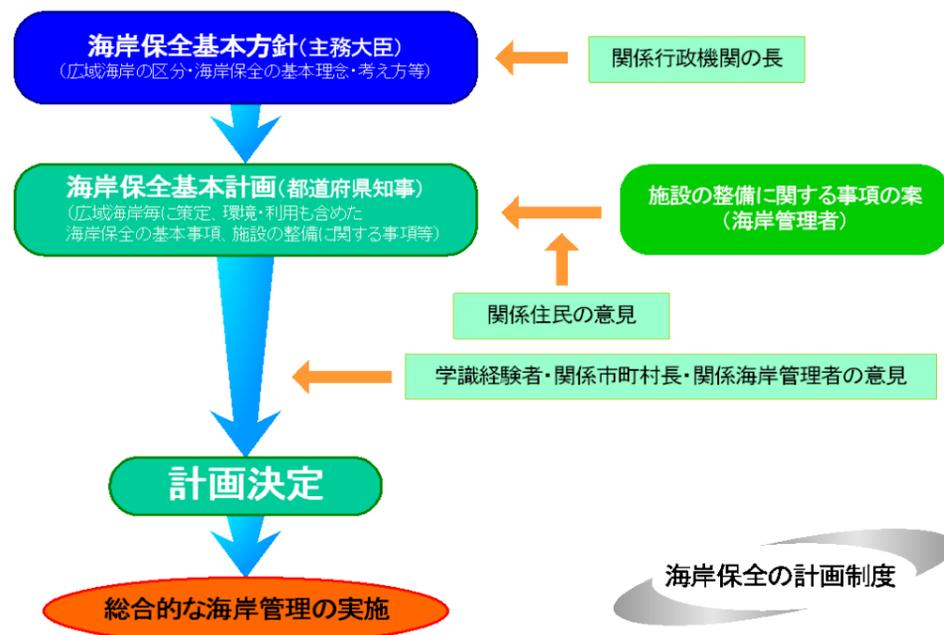
IV 今後5～10年の間に着手・実施すべき事項

- ・海象や海岸地形等のモニタリングやその将来予測、さらに影響評価、適応といった、海岸保全における気候変動の予測・影響評価・適応サイクルを確立し、継続的・定期的に対応を見直す仕組み・体制を構築。
- ・地域のリスクの将来変化について、防護だけでなく環境や利用の観点も含め、定量的かつわかりやすく地域に情報提供するとともに、地域住民やまちづくり関係者等とも連携して取り組む体制を構築。

資料：気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言【概要】
令和2年7月 気候変動を踏まえた海岸保全のあり方検討委員会

I-4 海岸保全の計画制度

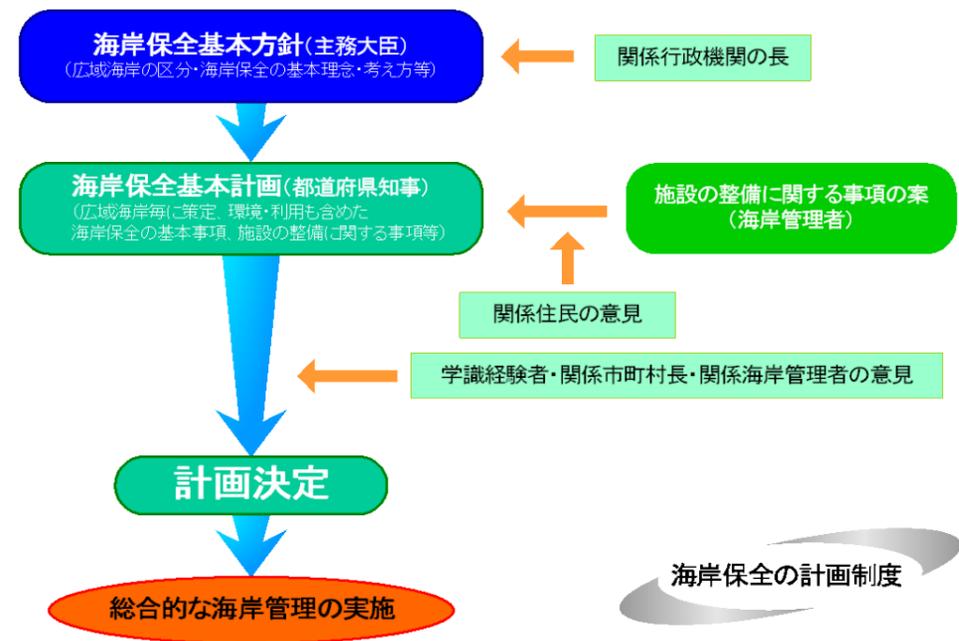
海岸法では、防護・環境・利用の調和した海岸の保全に関する基本的方針を明らかにするとともに、地域の意向等を反映させるため、海岸保全基本方針を主務大臣が、海岸保全基本計画を都道府県知事が策定することとし、総合的な海岸の保全を計画的に推進するための制度体系としている。



- 4. 海岸保全基本方針の変更について
令和2年11月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和2年7月）を踏まえ、海岸保全を、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、海岸保全基本方針が変更された。
- 5. 「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」の概要
令和3年8月に「気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等について」が都道府県等に通知された。今後設計高潮位及び設計波の設定や見直しについては、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言を踏まえ、RCP2.6シナリオ（2℃上昇相当）における外力の将来予測を行いこれを前提とすることを基本としている。また、予測の幅や不確実性があるため RCP8.5（4℃上昇相当）においても地域の特性に応じて、減災対策に努めるものとしている。

I-5 海岸保全の計画制度

海岸法では、防護・環境・利用の調和した海岸の保全に関する基本的方針を明らかにするとともに、地域の意向等を反映させるため、海岸保全基本方針を主務大臣が、海岸保全基本計画を都道府県知事が策定することとし、総合的な海岸の保全を計画的に推進するための制度体系としている。



II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成

II. 海岸保全の実施に向けて ～基本方針及び基本計画の作成

II-1 海岸保全基本方針の概要

II-1 海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針には、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的理念が掲げられており、この理念に基づき、海岸防護や海岸環境の整備および保全、海岸における公衆の適正な利用についての基本方針が定められており、平成26年の海岸法の一部改正をうけ平成27年2月に変更された。

海岸保全基本方針には、今後の海岸の望ましい姿の実現に向けた海岸の保全に関する基本的理念が掲げられており、この理念に基づき、海岸防護や海岸環境の整備および保全、海岸における公衆の適正な利用についての基本方針が定められており、平成26年の海岸法の一部改正をうけ平成27年2月に変更された。
さらに、令和2年11月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全対策へ転換する海岸保全基本方針が示された。

海岸保全基本方針の概要

海岸保全基本方針の概要

I 海岸保全基本方針に定める事項

I 海岸保全基本方針に定める事項

1 海岸の保全に関する基本的な指針

1 海岸の保全に関する基本的な指針

1) 海岸の保全に関する基本理念

1) 海岸の保全に関する基本理念

「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」

「美しく、安全で、いきいきした海岸の実現に向けて」

2) 海岸の保全に関する基本的な事項 ～国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進

2) 海岸の保全に関する基本的な事項 ～国と地方の連携による総合的な海岸保全の推進

① 海岸の防護に関する基本的な事項

① 海岸の防護に関する基本的な事項～地域を守る安全な海岸の整備

～地域を守る安全な海岸の整備

- ・ 施設整備による対策
- ・ 海水が堤防を越流した場合の被害軽減
- ・ 防災システムの整備
- ・ 水門・陸閘等の現場操作員の安全を確保
- ・ 広域的視点からの侵食対策

- ・ 気候変動の影響による外力の変化を考慮した防護水準に対する施設整備による対策
- ・ 海水が堤防を越流した場合の被害軽減
- ・ ハード面の対策とソフト面の対策を組み合わせた総合的な津波、高潮対策

② 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項

② 海岸環境の整備及び保全に関する基本的な事項～自然と共生する海岸の保全と整備

～自然と共生する海岸の保全と整備

- ・ 多様な生物の生息・生育の場となる海岸
- ・ 海岸環境の保全
- ・ 車の乗入れの規制
- ・ 油流出事故への対応

- ・ 水門・陸閘等の現場操作員の安全を確保
- ・ 侵食メカニズムの設定と将来予測に基づく侵食対策
- ・ 順応的砂浜管理と広域的視点からの侵食対策

③ 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項

③ 海岸における公衆の適正な利用に関する基本的な事項～多様なニーズに対応した海岸の実現

～多様なニーズに対応した海岸の実現

- ・ 多様な海岸利用
- ・ 対処すべき問題
- ・ 海岸利用増進のための施策

- ・ 多様な海岸利用
- ・ 対処すべき問題
- ・ 海岸利用増進のための施策

④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

④ 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項～防護・環境・利用の調和した施設整備

～防護・環境・利用の調和した施設整備

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

(1) 海岸保全施設の新設又は改良に関する基本的な事項

- ・ 安全な海岸の整備
- ・ 自然豊かな海岸の整備
- ・ 親しまれる海岸の整備

- ・ 安全な海岸の整備
- ・ 自然豊かな海岸の整備
- ・ 親しまれる海岸の整備

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する基本的な事項

⑤ 海岸の保全に関するその他の重要事項

⑤ 海岸の保全に関するその他の重要事項～行政・地域が一体となった広範な取組みの施策

～行政・地域が一体となった広範な取組みの施策

- ・ 広域的・総合的な視点からの取組みの推進
- ・ 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
- ・ 調査・研究の推進

- ・ 気候変動による海面上昇等を考慮した対応
- ・ 広域的・総合的な視点からの取組みの推進
- ・ 地域との連携の促進と海岸愛護の啓発
- ・ 調査・研究の推進

2 海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

2 海岸保全基本計画を作成すべき海岸の区分

3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項 ～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進

3 海岸保全基本計画の作成に関する基本的な事項 ～地域の意見を反映した海岸保全の計画的推進

II 海岸保全基本方針は、津波、高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、人と自然の豊かな触れ合いの確保、海岸利用者の利便の確保等を総合的に考慮して定めるものとする。

II 海岸保全基本方針は、津波、高潮等による災害の発生の防止、多様な自然環境の保全、人と自然の豊かな触れ合いの確保、海岸利用者の利便の確保等を総合的に考慮して定めるものとする。

III 海岸保全基本方針は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画と調和するものでなければならない。

III 海岸保全基本方針は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十五条第一項に規定する環境基本計画と調和するものでなければならない。

II-2 海岸保全基本計画の作成

II-2 海岸保全基本計画の作成

■ 海岸保全基本計画の作成に関する基本的事項

■ 海岸保全基本計画の作成に関する基本的事項

都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して定められた沿岸ごとに整合の取れた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

都道府県においては、海岸保全基本方針に基づき、地域の意見等を反映して定められた沿岸ごとに整合の取れた海岸保全基本計画を作成し、総合的な海岸の保全を実施するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、海岸保全基本計画を策定するものとする。

また、沿岸が複数の都府県にわたる場合には、原則として関係都府県が共同して計画策定体制を整え、海岸保全基本計画を策定するものとする。

海岸の保全に関する基本的理念

海岸の保全に関する基本的理念

- ・ 国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。
- ・ 災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を図るものとする。

- ・ 国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。
- ・ 災害からの海岸の防護に加え、海岸環境の整備と保全および公衆の海岸の適正な利用の確保を図り、これらが調和するよう、総合的に海岸の保全を図るものとする。

海岸保全基本計画において定めるべき基本的な事項と留意すべき重要事項

海岸保全基本計画において定めるべき基本的な事項と留意すべき重要事項

1 定めるべき基本的な事項

(1)海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
- ② 海岸の防護に関する事項
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2)海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

- ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を原則として定める。
ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
- ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
イ 海岸保全施設の存する区域
維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

- (1)関連計画との整合性の確保
国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。
- (2)関係行政機関との連携調整
海岸に關係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。
- (3)地域住民の参画と情報公開
計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。
また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。
- (4)計画の見直し
地域の状況変化や社会経済状況の変化等に応じ、計画の基本的な事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

1 定めるべき基本的な事項

(1)海岸の保全に関する基本的な事項

海岸の保全を図っていくに当たっての基本的な事項として定めるものは、次の事項とする。

- ① 海岸の現況及び保全の方向に関する事項
自然的特性や社会的特性等を踏まえ、沿岸の長期的な在り方を定める。
- ② 海岸の防護に関する事項
防護すべき地域、防護水準等の海岸の防護の目標及びこれを達成するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ③ 海岸環境の整備及び保全に関する事項
海岸環境を整備し、及び保全するために実施しようとする施策の内容を定める。
- ④ 海岸における公衆の適正な利用に関する事項
海岸における公衆の適正な利用を促進するために実施しようとする施策の内容を定める。

(2)海岸保全施設の整備に関する基本的な事項

沿岸の各地域ごとの海岸において海岸保全施設を整備していくに当たっての基本的な事項として定めるものは次の事項とする。

- ① 海岸保全施設の新設又は改良に関する事項
イ 海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域
一連の海岸保全施設を新設又は改良しようとする区域を原則として定める。
ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
イの区域ごとに海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
ハ 海岸保全施設による受益の地域及びその状況
海岸保全施設の新設又は改良によって津波、高潮等による災害や海岸侵食から防護される地域及びその地域の土地利用の状況等を示す。
- ② 海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項
イ 海岸保全施設の存する区域
維持又は修繕の対象となる海岸保全施設が存する区域を定める。
ロ 海岸保全施設の種類、規模及び配置等
イの区域ごとに存する海岸保全施設の種類、規模及び配置について定める。
ハ 海岸保全施設の維持又は修繕の方法
ロの海岸保全施設の種類ごとに、海岸保全施設の維持又は修繕の方法について定める。

2 留意すべき重要事項

海岸保全基本計画を作成するに当たって留意すべき重要事項は次のとおりである。

- (1)関連計画との整合性の確保
国土の利用、開発及び保全に関する計画、環境保全に関する計画、国土強靱化に関する計画、地域計画等関連する計画との整合性を確保する。
- (2)関係行政機関との連携調整
海岸に關係する行政機関と十分な連携と緊密な調整を図る。特に、地域のリスクについて、気候変動の影響による将来変化も含め、まちづくり関係者等と共有したうえで、連携や調整を図る。
- (3)地域住民の参画と情報公開
計画の策定段階で必要に応じ開催される公聴会等だけでなく、計画が実効的かつ効率的に執行できるよう、実施段階においても適宜地域住民の参画を得る。
また、計画の策定段階から、計画の実現によりもたらされる防護、環境及び利用に関する状況について必要に応じ示す等、事業の透明性の向上を図るため、海岸に関する情報を広く公開する。
- (4)計画の見直し
地域の状況変化や社会経済状況の変化、気候変動の影響に関する見込みの変化等に応じ、計画の基本的な事項及び海岸保全施設の整備内容等を点検し、適宜見直しを行う。

■ 関連計画及び調査

伊勢湾沿岸整備マスタープラン（平成11年9月 三重県）

暮らしや文化、産業などさまざまな分野で海と深くかかわってきた三重県では、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」として「波浪・高潮からの安全の確保、沿岸域の自然環境の保全、海を主体とする文化の保存・継承が図られ、陸域・海岸域・海域が一体となった魅力ある地域の発展とそれらの調和が取れている姿」と明示し、伊勢湾沿岸を良好な姿で後世に引き継いでいくこととした。

この基本理念に基づき、「安全」「環境」「利用」の3つの観点が調和した安全で美しい沿岸域を創造する長期的な視点を持った、沿岸域における整備・保全の基本的事項が提言として示されている。また、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」の達成のために、住民・関係団体・行政が一体となるべく、それぞれの基本的な考え方についても示されている。

伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針（平成12年8月 伊勢湾総合対策協議会）

伊勢湾（三河湾も含む）については、伊勢湾に関係する岐阜・愛知・三重・名古屋（三県一市）が、多様化・高度化している伊勢湾への要請に対して、海からの視点を重視し、広域的・総合的見地から対応するため、伊勢湾の総合的な利用と保全についての基本的な考え方および施策の展開に資する方向性を「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」として取りまとめた。

ここでは「健全で活力ある伊勢湾を次世代に継承する」ことを基本的考え方とし、その総合的な施策の方向性として次の4つを明示している。

1. 豊かで美しい伊勢湾の環境保全の推進
2. 伊勢湾の多面的な利用の促進
3. 自然との共生に配慮した海域防災・国土保全の推進
4. 多様な主体の参加と連携

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討調査（平成13年度～14年度 愛知県）

愛知県では、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画を策定するにあたり、沿岸住民へのアンケートや、検討委員会を設置して海岸に関する学識者および愛知県の当該海岸に関係の深い有識者の意見を聴くなど、今後の海岸保全のあり方および整備の進め方について検討している。

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会開催実績

	開催日
第1回	平成13年11月7日
第2回	平成14年1月22日
第3回	平成14年9月6日
第4回	平成15年2月19日

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会委員名簿

氏名	所属等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会長
奥野 信宏	名古屋大学総長特別補佐
鎌子 次義	豊橋商工会議所常務
喜岡 涉	名古屋工業大学教授
小池 隆	三重大学教授
佐々木 葉	日本福祉大学助教授
佐藤 真紀子	医療法人芙蓉会横瀬医院副院長
橋本 暁	名古屋鉄道株式会社経営企画部長
前地 達郎	愛知県ヨット連盟理事
森下 利久 (沢田 壽一)	南知多町長（H15.1.23 就任） （前南知多町長）
山本 道雄	渥美町長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長

■ 関連計画及び調査

伊勢湾沿岸整備マスタープラン（平成11年9月 三重県）

暮らしや文化、産業などさまざまな分野で海と深くかかわってきた三重県では、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」として「波浪・高潮からの安全の確保、沿岸域の自然環境の保全、海を主体とする文化の保存・継承が図られ、陸域・海岸域・海域が一体となった魅力ある地域の発展とそれらの調和が取れている姿」と明示し、伊勢湾沿岸を良好な姿で後世に引き継いでいくこととした。

この基本理念に基づき、「安全」「環境」「利用」の3つの観点が調和した安全で美しい沿岸域を創造する長期的な視点を持った、沿岸域における整備・保全の基本的事項が提言として示されている。また、「伊勢湾沿岸のあるべき姿」の達成のために、住民・関係団体・行政が一体となるべく、それぞれの基本的な考え方についても示されている。

伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針（平成12年8月 伊勢湾総合対策協議会）

伊勢湾（三河湾も含む）については、伊勢湾に関係する岐阜・愛知・三重・名古屋（三県一市）が、多様化・高度化している伊勢湾への要請に対して、海からの視点を重視し、広域的・総合的見地から対応するため、伊勢湾の総合的な利用と保全についての基本的な考え方および施策の展開に資する方向性を「伊勢湾の総合的な利用と保全に係る指針」として取りまとめた。

ここでは「健全で活力ある伊勢湾を次世代に継承する」ことを基本的考え方とし、その総合的な施策の方向性として次の4つを明示している。

5. 豊かで美しい伊勢湾の環境保全の推進
6. 伊勢湾の多面的な利用の促進
7. 自然との共生に配慮した海域防災・国土保全の推進
8. 多様な主体の参加と連携

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討調査（平成13年度～14年度 愛知県）

愛知県では、三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画を策定するにあたり、沿岸住民へのアンケートや、検討委員会を設置して海岸に関する学識者および愛知県の当該海岸に関係の深い有識者の意見を聴くなど、今後の海岸保全のあり方および整備の進め方について検討している。

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会開催実績

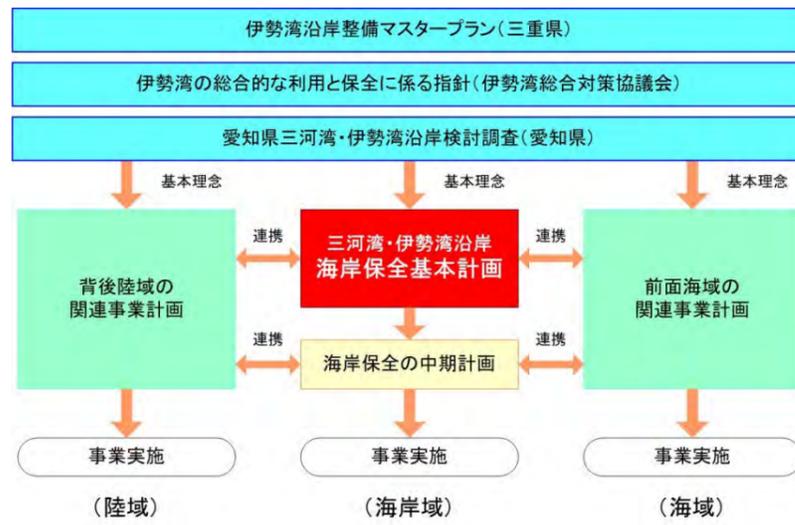
	開催日
第1回	平成13年11月7日
第2回	平成14年1月22日
第3回	平成14年9月6日
第4回	平成15年2月19日

愛知県三河湾・伊勢湾沿岸検討委員会委員名簿

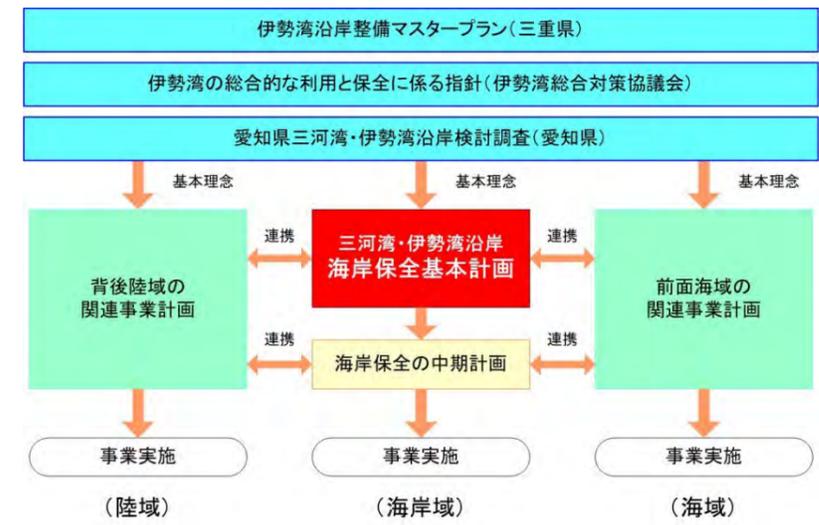
氏名	所属等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会長
奥野 信宏	名古屋大学総長特別補佐
鎌子 次義	豊橋商工会議所常務
喜岡 涉	名古屋工業大学教授
小池 隆	三重大学教授
佐々木 葉	日本福祉大学助教授
佐藤 真紀子	医療法人芙蓉会横瀬医院副院長
橋本 暁	名古屋鉄道株式会社経営企画部長
前地 達郎	愛知県ヨット連盟理事
森下 利久 (沢田 壽一)	南知多町長（H15.1.23 就任） （前南知多町長）
山本 道雄	渥美町長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長

関連計画と海岸保全基本計画の関係

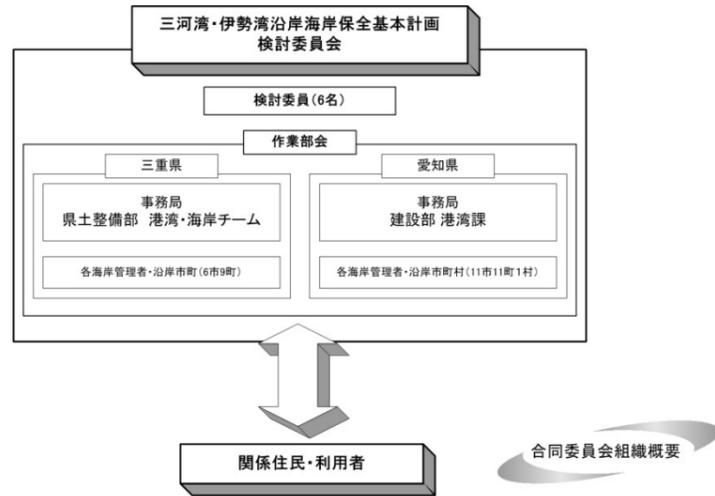


関連計画と海岸保全基本計画の関係



■ 計画策定委員会の設置

海岸保全基本計画の策定にあたっては、海岸法第二条の3の2で「学識経験者を有するものの意見を聴かなければならない」とされている。このため、愛知・三重両県の協働による計画策定体制のもとに、三河湾・伊勢湾沿岸の海岸保全のあり方及び整備の進め方について有識者から意見を聴くことを目的として「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会」を設置することとした。



合同委員会組織概要

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開催日
第1回	平成14年12月19日
第2回	平成15年3月20日

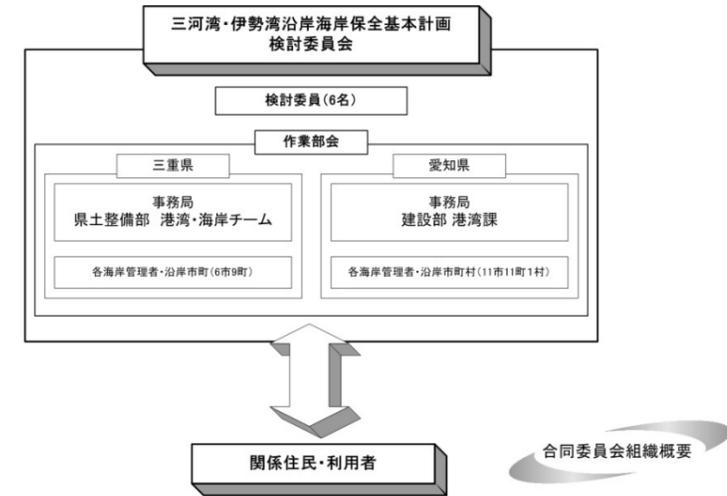
三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画検討委員会委員名簿

氏名	所属等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会長
喜岡 渉	名古屋工業大学教授
渡辺 悌爾	三重大学人文学部長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長

■ 計画策定委員会の設置

海岸保全基本計画の策定にあたっては、海岸法第二条の3の2で「学識経験を有するものの意見を聴かなければならない」とされている。このため、愛知・三重両県の協働による計画策定体制のもとに、三河湾・伊勢湾沿岸の海岸保全のあり方および整備の進め方について有識者から意見を聴くことを目的として「三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会」を設置することとした。



合同委員会組織概要

三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開催日
第1回	平成14年12月19日
第2回	平成15年3月20日

三河湾・伊勢湾沿岸 海岸保全基本計画検討委員会委員名簿

氏名	所属等
石原 義剛	海の博物館館長
○ 岩田 好一朗	名古屋大学大学院教授
大竹 勝	愛知県自然観察指導員連絡協議会会長
喜岡 渉	名古屋工業大学教授
渡辺 悌爾	三重大学人文学部長
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会常務理事

※ 敬称略、五十音順、○印は委員長

Ⅲ. 基本計画の変更にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定の限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止による災害応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。

愛知県では、津波の実態や被害に関する新たな知見、津波防災への新たな考え方が国から示されたこと、さらには、平成 21 年 10 月に来襲した台風 18 号により愛知県沿岸部に高潮被害が生じたことを踏まえ、「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成 23 年度～平成 25 年度）、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」（平成 23 年度～平成 24 年度）を実施し、津波、高潮に対する被害予測、海岸の防護水準や防災の考え方などに関する検討を行なうとともに、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指す「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」を平成 26 年 12 月に公表した。

また、三重県では東日本大震災の経験、反省、教訓を踏まえ、国から示された地震・津波に関する新たな知見や考え方に基づき、「三重県地震被害想定調査」（平成 24 年度～平成 25 年度）を実施し、南海トラフ地震の発生による地震・津波被害から県民の命を守り抜くため「三重県新地震・津波対策行動計画」を平成 26 年 3 月に公表した。

また、平成 26 年 12 月に施行された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項として、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項および海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項が規定された。

以上を踏まえ、主に津波からの防護面に関しての新たな知見や総合的な津波防災への考え方に従い、『三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」および「海岸保全施設の整備に関する事項」を見直し、本計画を変更するものである。

- ◎ 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更履歴
 - 平成 15 年 3 月 策定：愛知県・三重県 共同策定
 - 平成 20 年 8 月 変更：三重県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
 - 平成 20 年 11 月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
 - 平成 23 年 2 月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
 - 平成 27 年 12 月 変更：愛知県・三重県 東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)を契機とした新たな知見の反映

変更にあたっては、防護、環境、利用の観点から、新たな知見を踏まえた計画変更をするにあたり学識者や有識者の意見を聞く場として、愛知県海岸保全基本計画検討委員会を設置した。

また、海岸の防護に関する技術的検討事項の議論を行う場として、技術部会を設置した。

愛知県海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開催日
第 1 回	平成 26 年 8 月 21 日
第 2 回	平成 26 年 11 月 27 日
第 3 回	平成 27 年 2 月 5 日

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 開催実績

	開催日
第 1 回	平成 26 年 10 月 24 日
第 2 回	平成 26 年 11 月 21 日

Ⅲ. 基本計画の変更にあたって

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、過去数百年間の経験を基にした地震被害想定 of 限界、避難行動の遅れによる多くの犠牲者の発生、長時間にわたる停電や燃料の供給停止による災害応急活動の遅れなど多くの教訓を残した。

愛知県では、津波の実態や被害に関する新たな知見、津波防災への新たな考え方が国から示されたこと、さらには、平成 21 年 10 月に来襲した台風 18 号により愛知県沿岸部に高潮被害が生じたことを踏まえ、「東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査」（平成 23 年度～平成 25 年度）、「愛知県沿岸部における津波・高潮対策検討会」（平成 23 年度～平成 24 年度）を実施し、津波、高潮に対する被害予測、海岸の防護水準や防災の考え方などに関する検討を行なうとともに、地震から県民の生命・財産を守る強靱な県土づくりを目指す「第 3 次あいち地震対策アクションプラン」を平成 26 年 12 月に公表した。

また、三重県では東日本大震災の経験、反省、教訓を踏まえ、国から示された地震・津波に関する新たな知見や考え方に基づき、「三重県地震被害想定調査」（平成 24 年度～平成 25 年度）を実施し、南海トラフ地震の発生による地震・津波被害から県民の命を守り抜くため「三重県新地震・津波対策行動計画」を平成 26 年 3 月に公表した。

また、平成 26 年 12 月に施行された「海岸法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」には、海岸保全基本計画に定めるべき基本的な事項として、海岸保全施設の整備に関する事項を細分し、海岸保全施設の新設又は改良に関する事項および海岸保全施設の維持又は修繕に関する事項が規定された。

さらに、「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方」提言（令和 2 年 7 月）を踏まえ、過去のデータに基づきつつ気候変動による影響を明示的に考慮した対策へ転換するために、令和 2 年 11 月に海岸保全基本方針が変更された。また、令和 3 年 7 月に海岸保全施設の技術上の基準を定める省令が一部改正されるとともに、令和 3 年 8 月には気候変動の影響を踏まえた海岸保全施設の計画外力の設定方法等に関する技術的な助言や参考資料等が国から発出された。

以上を踏まえ、気候変動による影響を考慮した対策に転換するために、『三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画』における「海岸の保全に関する基本的な事項」および「海岸保全施設の整備に関する事項」を見直し、本計画を変更するものである。

- ◎ 三河湾・伊勢湾沿岸海岸保全基本計画の変更履歴
 - 平成 15 年 3 月 策定：愛知県・三重県 共同策定
 - 平成 20 年 8 月 変更：三重県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
 - 平成 20 年 11 月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
 - 平成 23 年 2 月 変更：愛知県 海岸保全施設の整備に関する事項の軽微な変更
 - 平成 27 年 12 月 変更：愛知県・三重県 東日本大震災(平成 23 年 3 月 11 日)を契機とした新たな知見の反映

令和 7 年 ○月 変更：愛知県・三重県 気候変動による影響を考慮した対策への転換

変更にあたっては、防護、環境、利用の観点から、新たな知見を踏まえた計画変更をするにあたり学識者や有識者の意見を聞く場として、愛知県海岸保全基本計画検討委員会を設置した。

また、海岸の防護に関する技術的検討事項の議論を行う場として、技術部会を設置した。

愛知県海岸保全基本計画検討委員会開催実績

	開催日
第 1 回	平成 26 年 8 月 21 日
第 2 回	平成 26 年 11 月 27 日
第 3 回	平成 27 年 2 月 5 日

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 開催実績

	開催日
第 1 回	平成 26 年 10 月 24 日
第 2 回	平成 26 年 11 月 21 日

現行基本計画記載内容

変更なし

変更記載内容（案）

愛知県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 涉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会委員長
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会副委員長
芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授	植物学	
奥野 信宏	中京大学教授	公共経済	
日登 弘	名古屋港水族館館長	海洋生物生態学	
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事	漁業	
山内 均	愛知県観光協会 専務理事	観光	
降幡 光宏	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長	自然保護	
高瀬 俊明	日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用	
佐原 光一	豊橋市長	行政	
榊原 康正	西尾市長	行政	
鈴木 克幸	田原市長	行政	
服部 彰文	弥富市長	行政	
石黒 和彦	南知多町長	行政	

愛知県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿（平成 27 年 12 月変更に向けて）

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 涉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会委員長
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会副委員長
芹沢 俊介	愛知教育大学名誉教授	植物学	
奥野 信宏	中京大学教授	公共経済	
日登 弘	名古屋港水族館館長	海洋生物生態学	
和出 隆治	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事	漁業	
山内 均	愛知県観光協会 専務理事	観光	
降幡 光宏	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長	自然保護	
高瀬 俊明	日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用	
佐原 光一	豊橋市長	行政	
榊原 康正	西尾市長	行政	
鈴木 克幸	田原市長	行政	
服部 彰文	弥富市長	行政	
石黒 和彦	南知多町長	行政	

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 委員名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	座長
川崎 浩司	名城大学 特任教授	沿岸域工学	
北野 利一	名古屋工業大学 准教授	水工水理学	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	海岸工学	

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 委員名簿（平成 27 年 12 月変更に向けて）

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	座長
川崎 浩司	名城大学 特任教授	沿岸域工学	
北野 利一	名古屋工業大学 准教授	水工水理学	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	海岸工学	

三重県海岸保全基本計画意見聴取者名簿

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 涉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	
石原 義剛	海の博物館 館長	環境	
花尻 薫	七里御浜海岸の自然を守る会	環境	
加治佐 隆光	三重大学生物資源学部水資源工学 教授	利用	
小浦 嘉門	鳥羽磯部漁業協同組合桃取支所 理事	利用	

三重県海岸保全基本計画意見聴取者名簿（平成 27 年 12 月変更に向けて）

氏名	所属等	専門分野	備考
喜岡 涉	名古屋工業大学 教授	海岸・海洋工学	
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	
石原 義剛	海の博物館 館長	環境	
花尻 薫	七里御浜海岸の自然を守る会	環境	
加治佐 隆光	三重大学生物資源学部水資源工学 教授	利用	
小浦 嘉門	鳥羽磯部漁業協同組合桃取支所 理事	利用	

※ 敬称略

※ 敬称略

愛知県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿（令和7年〇月変更に向けて）

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	愛知県検討委員会委員長
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	海岸工学	愛知県検討委員会副委員長
渡邊 幹男	愛知教育大学 教授	植物学	
内田 俊宏	中京大学 客員教授	地域経済	
栗田 正徳	公益財団法人名古屋みなと振興財団 常務理事（名古屋港水族館 館長）	海洋生物学	
間瀬 堅一	愛知県漁業協同組合連合会 常務理事	漁業	
丹羽 邦夫	愛知県観光協会 事務局長	観光	前任：榊原 仁（専務理事）
瀧崎 吉伸	愛知県自然観察指導員連絡協議会 調査保全担当理事	自然環境	
工門 真二郎	日本サーフィン連盟 愛知支部長	利用	
田中 美奈子	特定非営利活動法人 表浜ネットワーク 事務局長	海岸協力団体	
長坂 尚登	豊橋市長	行政	前任：浅井 由崇
中村 健	西尾市長	行政	
山下 政良	田原市長	行政	
安藤 正明	弥富市長	行政	
石黒 和彦	南知多町長	行政	

愛知県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 委員名簿（令和7年〇月変更に向けて）

氏名	所属等	専門分野	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	海岸・海洋工学	座長
戸田 祐嗣	名古屋大学大学院教授	水資源・水工学	
北野 利一	名古屋工業大学 准教授	水工水理学	
加藤 茂	豊橋技術科学大学 准教授	海岸工学	
加藤 史訓	国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部 水環境研究官	海岸工学	

三重県海岸保全基本計画検討委員会 委員名簿（令和7年〇月変更に向けて）

氏名	所属等	備考
水谷 法美	名古屋大学大学院教授	
富田 孝史	名古屋大学 減災連携研究センター 減災研究連携領域 教授	
松田 浩一	三重大学 生物資源研究科 教授	
服部 弘	三重県漁業協同組合連合会 常務理事	
平賀 大蔵	鳥羽市立海の博物館 館長	

三重県海岸保全基本計画検討委員会技術部会 部会員名簿（令和7年〇月変更に向けて）

氏名	所属等	備考
富田 孝史	名古屋大学 減災連携研究センター 減災研究連携領域 教授	
加藤 史訓	国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部海岸研究室長	
本多 和彦	国土交通省国土技術政策総合研究所港湾・沿岸研究部港湾・沿岸防災研究室長	

※ 敬称略